

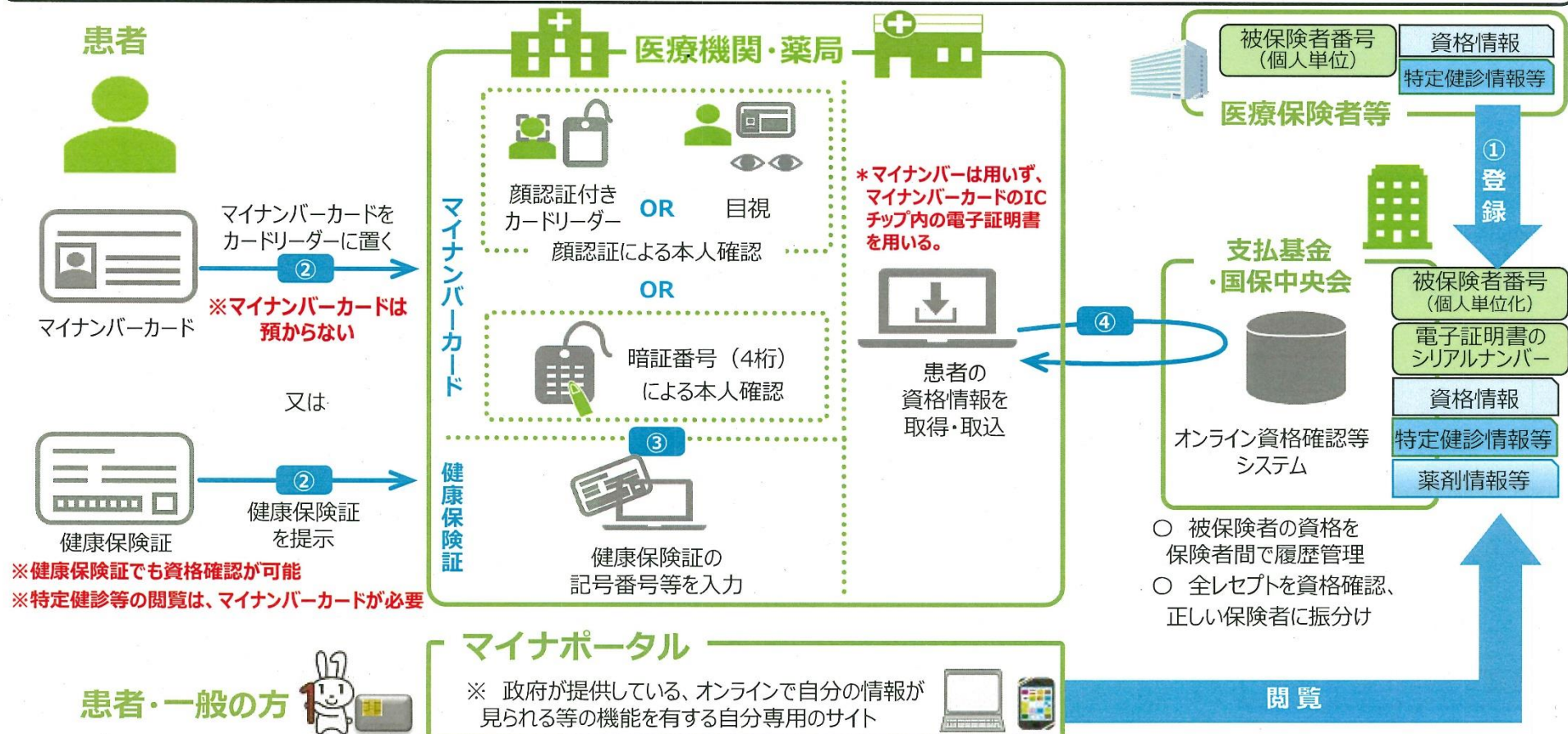
オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)について

全国健康保険協会 大分支部

オンライン資格確認の仕組みについて

1. オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの保険証利用）について

- オンライン資格確認等システムの導入により、
- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。
 - ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナポータルでの閲覧も可能）。



マイナンバーカード発行状況等について

①マイナンバーカード発行状況について（総務省サイトより）

【令和4年8月末時点情報】

	交付枚数	人口に対する交付率
全国	59,660,827枚	47.4%
大分県	534,991枚	47.3%

（大分県の人口に対する交付率は全国より若干低い状況にある。1位は宮崎県で61.3%）

②マイナンバーカードの保険証利用登録件数について（厚生労働省サイトより）

【令和4年8月末時点情報】

	登録枚数	マイナンバーカード交付枚数に対する割合
全国	19,043,844枚	31.9%

③顔認証付きカードリーダーの運用状況等について（厚生労働省サイトより）

【病院、診療所、歯科、薬局合計】

【令和4年9月4日時点情報】

	カードリーダー申込機関数	申込率	運用機関数	参加率
全国	160,716機関	70.0%	64,965機関	28.3%
大分県	1,592機関	76.4%	641機関	30.8%

（大分県は申込率、運用参加率ともに全国より高い状況にある。運用参加率1位は富山県で42.7%）

厚生労働省は令和4年8月10日に開催した中央社会保険医療協議会総会において、オンライン資格確認を2023年4月以降、原則義務化することを決定。

オンライン資格確認の円滑な実施に向けた取り組みについて

【全国健康保険協会事業計画より】

①オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。

- 令和3年9月に全国約270,000事業所 未取得対象者920,000人に対してマイナンバー収集依頼業務を実施しております。
- 協会のマイナンバー取得率 ⇒98.9%（被保険者99.8% 被扶養者97.4%） 令和4年1月31日時点

②「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の促進に協力する。

- 健康保険証発送時の同封チラシによる促進（本部対応）
- 協会ホームページのトップページ画面にバナーを設置し、厚生労働省特設ページを案内
- 協会けんぽニュース大分（全加入事業所へ送付〈約24,000部発行〉）
令和3年9月号：「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます」（P4参照）
令和3年12月号：「マイナポータルで特定健診情報の閲覧が可能になりました」
- 健康保険委員だより（令和3年9月号）、大分支部メールマガジン（令和3年12月号）にて周知

広報資材について

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※令和3年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の併せての持参をお願いします。



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!



ここをクリック!

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。



(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

どないいいことが? 7つのメリット

POINT1

1 より良い医療が可能に!

本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。
※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。



POINT2

2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。



POINT3

3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。



POINT4

4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT5

5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT6

6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT7

7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



【参考資料1】マイナポータルQ&Aより抜粋

Q: 転職や退職をしましたが、再度マイナンバーを健康保険証として利用するための登録が必要でしょうか。

A: いったん登録を頂きますと、転職や退職にともなう再度の登録は必要ありません。ただし、保険者への加入の届け出は、引き続き必要です。

Q: 保険者が変わった場合(保険者を異動した場合)手続きは必要ですか。

A: 従来通り保険者への移動届等の手続きは必要ですが、保険者での手続きが完了次第、新しい保険証の発行を待たずに受診することができます。

Q: 医療機関や薬局での受付はどのようになりますか。

A: 【マイナンバーカードの場合】

1. 受付時に、患者自らがマイナンバーカードを窓口に設置されたカードリーダーに置く。
2. 顔認証または4桁の暗証番号どちらかで本人確認を行う。

【健康保険証の場合】

従来通り、受付窓口で患者は健康保険証を提示します。

Q: 窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか。

A: 保険者証類(健康保険被保険者証 / 高齢受給者証)

限度額適用認定証 / 限度額適用・標準負担減額認定証(※)

特定疾病療養受領証

(※)従前は事前に保険者に申請する必要がありましたが、今後オンライン資格確認が導入された医療機関では原則として、申請なしに限度額が適用されます。

Q: マイナンバーカードを健康保険証として利用できる(オンライン資格確認を導入している)医療機関薬局は、どうすれば知ることができますか。

A: 厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで掲載予定です。また、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるよう、ステッカーポスター等で院内掲示をしていただく予定です。

【参考資料2】その他

●マイナンバーの健康保険証利用のメリットについて（マイナポータルサイトQ＆Aより）

転職・結婚・引越しをしても、健康保険証の発行を待たずに、保険者での手続きが完了次第、マイナンバーカードで医療機関・薬局を利用できます。また、マイナンバーカードを用いて薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報を閲覧することができるようになります。薬剤情報と特定健診情報については、患者の同意を得たうえで医療関係者に提供し、より良い医療を受けることができるようになります。

●マイナ保険証推進加算について

令和4年度診療報酬改定で導入した現行加算を廃止し、10月から新加算を創設。オンライン資格確認の体制を有する医療機関でマイナンバーカードと一体化した健康保険証を利用する患者の負担を減らす一方、通常の保険証を利用する患者の負担を増やす。オンライン資格確認の体制を有しない医療機関を受診する患者の追加的な負担は生じない。

【現行：電子的保健医療情報活用加算】			
（医科・歯科）	初診	再診	（調剤）
マイナ保険証を利用する場合	7点	4点	3点（1か月に1回）
マイナ保険証を利用しない場合	3点	-	1点（3か月に1回）



【新設：医療情報・システム基盤整備体制充実加算】			
（医科・歯科）	初診	再診	（調剤）
マイナ保険証を利用する場合	2点	-	1点（6か月に1回）
マイナ保険証を利用しない場合	4点	-	3点（6か月に1回）

